

様式（法第10条第1項関係）

令和6年度 活動予算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日

特定非営利活動法人子ども支援の輪・しあわせのたね

科 目	金 額（単位：円）		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益			
		50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4 事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			50,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	50,000		
その他経費計	50,000		
事業費計		50,000	

2	管理費			
	(1)人件費			
	役員報酬			
	給料手当			
	法定福利費			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費			
	旅費交通費			
	減価償却費			
	支払利息			
	その他経費計	0		
	管理費計		0	
	経常費用計			50,000
	当期経常増減額			0
III	経常外収益			
1	1 固定資産売却益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1	1 過年度損益修正損			
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			0
	前期繰越正味財産額			-501,660
	次期繰越正味財産額			-501,660

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。

様式（法第10条第1項関係）

令和7年度 活動予算書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日

特定非営利活動法人子ども支援の輪・しあわせのたね

科 目	金 額 （単位：円）		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		
施設等受入評価益			
		250,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4 事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	250,000		
その他経費計	250,000		
事業費計		250,000	

2	管理費			
	(1)人件費			
	役員報酬			
	給料手当			
	法定福利費			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	会議費			
	旅費交通費			
	減価償却費			
	支払利息			
	その他経費計	0		
	管理費計		0	
	経常費用計			250,000
	当期経常増減額			0
III	経常外収益			
1	固定資産売却益			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1	過年度損益修正損			
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			0
	前期繰越正味財産額			-501,660
	次期繰越正味財産額			-501,660

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。